

職員の皆さまへ

R 8 年度 処遇改善手当の支給について

令和 8 年度の処遇改善手当については、以下の要領で支給する予定です。

なお、本内容は現時点での予定であり、介護報酬の増減のより変更となる場合があります。

処遇改善加算額（見込み）

令和 8 年度 介護職員等処遇改善加算額（全事業所分）	92,500,000 円
令和 8 年度 改善見込み額（全事業所分）	92,550,000 円

※詳細については、各事業所に配布しております計画書をご確認ください。

① 毎月の手当として支給

【業務手当①（重介護・送迎）】

1. 対象職員	介護職員・生活相談員・看護職員・機能訓練指導員
2. 対象期間	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月
3. 支給期間	令和 8 年 5 月～令和 9 年 4 月
4. 支給額	別表 9-①による
5. 支給方法	毎月の給与（業務手当として支給）

【業務手当②（シフト）】

1. 対象職員	全正職員（介護助手・クリーンスタッフを除く）
2. 対象期間	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月
3. 支給期間	令和 8 年 5 月～令和 9 年 4 月
4. 支給額	別表 9-②による
5. 支給方法	毎月の給与（業務手当として支給）

【職務手当】

1. 対象職員	全職員（介護助手・クリーンスタッフを除く）
2. 対象期間	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月
3. 支給期間	令和 8 年 5 月～令和 9 年 4 月
4. 支給額	別表 8、別表 8（付属）による
5. 支給方法	毎月の給与（職務手当として支給）

【入浴介助手当】

1. 対象職員	入浴介助に従事する職員
2. 対象期間	令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月
3. 支給期間	令和 8 年 5 月～令和 9 年 4 月
4. 支給額	別表 10 による
5. 支給方法	毎月の給与（業務手当として支給）

【処遇改善手当】

(正職員)

1. 対象職員	全正職員
2. 対象期間	令和8年4月～令和9年3月
3. 支給期間	令和8年5月～令和9年4月
4. 支給額	【介護職員】基本給表の3号俸上位分との差額を支給 【その他の職員】基本給表の2号俸上位分との差額を支給
5. 支給方法	毎月の給与（処遇改善手当として支給）

(パート職員)

介護職員	介護福祉士	時給に20円上乗せした額を支給
	それ以外	時給に20円上乗せした額を支給
看護職員	正看護師	時給1,120円以下の人は1,140円からの差額を支給 それ以外の人は時給に20円上乗せした額を支給
	准看護師	時給に10円上乗せした額を支給
調理員	調理員	時給に10円上乗せした額を支給
支給方法		毎月の給与（処遇改善手当として支給）

※なお、支給額については、介護報酬の増減により変更する場合があります。

働きやすい職場環境へ向けて実施する取り組み（案）

- 入職促進に向けた取り組み
 - ・ 職場体験の受け入れ・採用後のフォロー体制の整備
- 資質の向上やキャリアアップに向けた取り組み
 - ・ 資格取得支援・研修参加支援
- 両立支援・多様な働き方の推進
 - ・ 子育てや介護等と仕事の両立支援・職員の事情に応じた勤務シフトの配慮
- 腰痛対策を含む心身の健康管理
 - ・ 健康診断の実施・ハラスメント対策の実施
- 生産性の向上に向けた取り組み
 - ・ ICT機器の活用・記録・情報共有・請求業務の効率化・職員間の情報共有体制の構築
- やりがい・働きがいのある職場づくり
 - ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化・定期面談の実施

以 上